別添１

令和８年７月24日

公安審査委員会　御中

公安調査庁長官　田野尻　猛
（公印省略）

処　分　請　求　書

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第１項前段の規定に基づき、下記のとおり、同法第８条の処分を請求する。

記

第１　被請求団体

１　名称

平成12年１月28日、公安審査委員会によって、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成15年１月23日以降令和６年１月12日までの間に、３年ごとに、順次同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」と同一性を有する、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体

２　主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷一丁目20番６号
「さくらマンション」101号室

３　代表者

氏　名　田中和利
昭和26年12月25日生（当74年）
職　業　団体役員
住　所　京都府京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町507番地

第２　請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

１　請求に係る処分の内容

再発防止処分（具体的な内容は後記第４のとおり）

２　根拠となる法令の条項

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第８条第１項並びに同条第２項第２号及び第５号

第３　請求の原因となる事実

１　被請求団体の組織概要

平成12年１月28日、公安審査委員会（以下「公安審」という。）によって、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定（以下「本件観察処分決定」という。）を受け、平成15年１月23日以降令和６年１月12日までの間に、３年ごとに、順次本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定（以下「期間更新決定」という。）を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「本団体」という。）と同一性を有する、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体（以下「「Aleph」」という。）は、「オウム真理教」の名称を用いて活動していた本団体が、４度の名称変更を経るなどして現在に至った団体で、本団体の組織形態・運営・構成員等を維持したまま活動している、本団体と同一性を有する主要な団体のうちで最大の規模を有する団体であり、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）に絶対的に帰依し、麻原の死亡後も「タントラ・ヴァジラヤーナ」を含む「オウム真理教」の教義を保持し続け、麻原及び麻原の説いた教義への絶対的帰依を明示的に強調して活動している。

なお、本団体は、麻原が創設した位階制度の下、高位の位階を有する者が絶対的な権限を有する上命下服の体制を敷いており、「Aleph」においてもこの体制を維持している。

「Aleph」の活動を行う構成員は、令和８年１月末時点において、日本国内に少なくとも約1,140名（出家した構成員約150名、在家の構成員約990名）が存在すると認められる。

また、「Aleph」は、拠点施設として、12都道府県下に多数の施設を確保している。

２　「Aleph」が法第５条第４項の処分を受けている団体であること（法第８条第１項柱書き後段の要件該当性①）

前記第１・１で述べたとおり、「Aleph」は、令和６年１月12日の８回目の期間更新決定（以下「第８回期間更新決定」という。）を受けた本団体と同一性を有することから、法第５条第４項の処分を受けている団体に該当する。

３　「Aleph」が法第５条第５項において準用する同条第３項の規定に基づく報告をしていないこと（法第８条第１項柱書き後段の要件該当性②）

⑴　「Aleph」には、法に基づく報告義務があること

ア　報告義務の内容

期間更新決定を受けている「Aleph」は、法第５条第５項において準用する同条第３項の規定に基づき、公安調査庁長官に対し、３か月ごとに、同項各号に規定された事項（以下「要報告事項」という。）を報告しなければならない（以下、この報告として提出される報告書を「「報告書」」という。）。

具体的には、①当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所（同項第１号）、②当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途（同項第２号）、③当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途（同項第３号）、④当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの（同項第４号。これについて無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第２条では、「現金の現在額」（同条第１号ハ）、「預貯金の種類、金融機関名、残高及び口座名義人の氏名又は名称」（同号ホ）等と規定）、⑤当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの（法第５条第３項第５号。これについて施行令第３条では、「当該団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この号において同じ。）がした当該団体の活動に関する意思決定の内容」（同条第１号）及び「当該団体の機関誌紙の名称及び発行部数並びに編集人及び発行人の氏名」（同条第２号）と規定。以下、これらをまとめて「主要な活動に関する事項」という。）及び⑥公安審が特に必要と認める事項（法第５条第３項第６号。公安審が第８回期間更新決定において「特に必要」と認めた事項は、「被請求団体（本団体）の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階」、「被請求団体（本団体）作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名」及び「被請求団体（本団体）（その支部、分会その他の下部組織を含む。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体（本団体）が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）」（以下「団体の営む収益事業の種類及び概要等」という。）である。）のほか（以下、それぞれ「要報告事項①」などという。）、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則第６条では、「報告書」の様式において、役職員や構成員に関し、特別の呼称がある場合には、これを併記することを規定している。

イ　報告対象期間及び報告時期

「Aleph」は、各期間更新決定後の期間中、３か月ごとに、前年11月１日から当年１月末日までの期間の分を２月15日までに、同月１日から４月末日までの期間の分を５月15日までに、同月１日から７月末日までの期間の分を８月15日までに、同月１日から10月末日までの期間の分を11月15日までに、それぞれ要報告事項を報告しなければならない。